

# 欧州評議会 AIに関する委員会 (CAI)

AI条約交渉の概要

在ストラスブール総領事館



# 1 欧州評議会(CoE)(1)概要



### https://www.coe.int/en/web/portal

- 1949年設立 (フランス・ストラスブール)
- **EU (欧州連合) とは異なる**、汎欧州の国際機関。
- 加盟国:46カ国 (EU27カ国、英、トルコ、ウクライナ、西バルカン、南コーカサス等)
- ※ロシアは1996年に加盟も、2022年3月16日を以て除名。
- +オブザーバー5カ国(日本、バチカン、米国、カナダ、メキシコ)
- 目的: <u>人権、民主主義、法の支配の保護・推進</u>及びその<u>履行監督・支援</u>
- 主な活動内容

#### ● 基本的人権の保護

- 欧州人権裁判所を通して加盟国での欧州人権条約の履行を確保。
- その他条約履行状況モニタリング機関(拷問等防止条約委員会、欧州社会憲章委員会など)の運営。

### ● <u>民主化・人権分野での協力</u>

● 選挙監視ミッションの派遣、ベニス委員会を通じた憲法・選挙法等基本法の立法支援。

### ● 多国間条約の作成

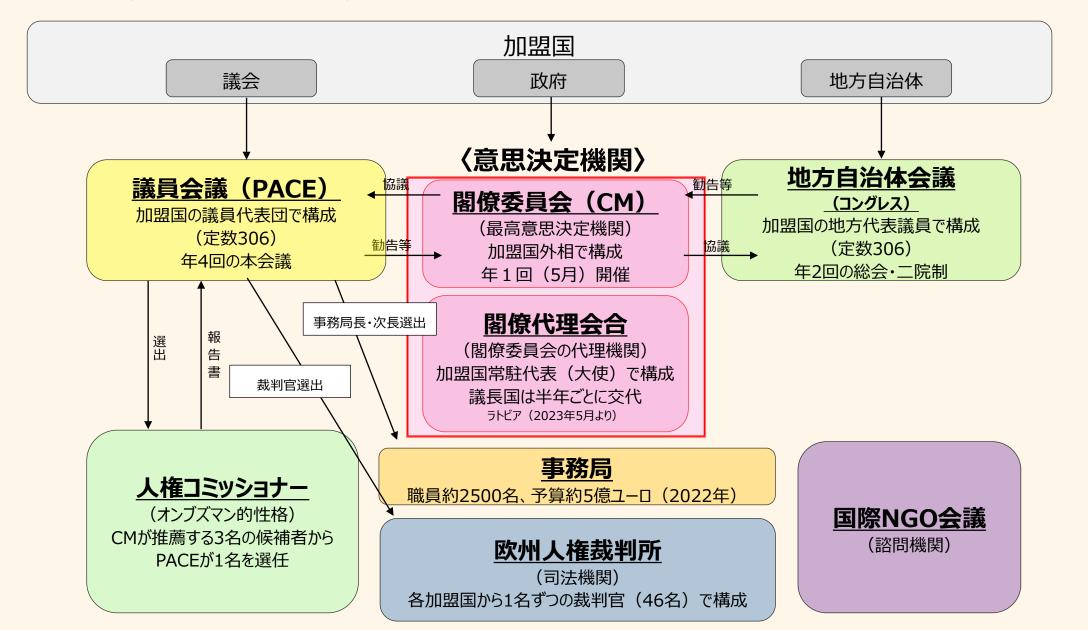
- これまでに200を超える多数国間条約を作成。既存の条約のない分野でグローバル・スタンダードの構築を目指すものも。
- AI条約に関連する条約:欧州人権条約、サイバー犯罪条約、データ保護条約(Convention 108)など。



# 1 欧州評議会(2)他の国際機関との比較

	欧州評議会 (Council of Europe)	欧州連合 (European Union)	経済協力開発機構 (OECD)	
設立	1949年5月3日	1993年11月1日	1961年9月30日	
基本文書	ロンドン条約	マーストリヒト条約	OECDに関する条約	
設立目的	人権・民主主義・法の支配	政治的・経済的統合	経済成長・貿易自由化・途上国支援	
本部	フランス・ストラスブール	ベルギー・ブリュッセル	フランス・パリ	
加盟国	46か国	27か国	38か国	
日本の地位	オブザーバー	なし	加盟国	
主な機関	閣僚委員会,議員会議, 地方自治体会議,欧州人権裁判所	欧州理事会,欧州委員会, 欧州議会,欧州司法裁判所	閣僚理事会、執行委員会、 各分野の専門家会合等	
主な活動	欧州人権条約その他の履行確保, 多国間条約策定、死刑廃止の推進 立法支援,選挙監視ミッション	域内国境の撤廃,経済通貨統合, 共通外交・安全保障政策, 司法・内務協力	実証に基づく国際基準の確立、 経済実績改善、雇用創出、充実した 教育の促進、国際的脱税対策	
法的文書	多国間条約、加盟国への勧告	規則、指令 ガイドライン等		
AI政策	AI条約作成開始 ガイドライン、勧告等作成済	AI規則作成開始 AI倫理ガイドライン作成済	AI原則作成済 AI政策オブザーバトリー運営	

# 1 欧州評議会(3)仕組み



# 1 欧州評議会(4)日本との関係

https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/japan\_coe\_top\_jp.html

- 在ストラスブール総領事 = 欧州評議会常駐オブザーバー(大使)
- 専門家の派遣による**知的協力**(条約起草参加等)
- 継続的な**財政的協力**(サイバー犯罪条約、対女性暴力防止イベント等)
- 加入条約
  - 受刑者移送条約(03年)
  - サイバー犯罪条約(12年)
  - 税務行政執行共助条約(OECDと共同起草)(13年)
  - 電子的証拠の開示強化等に関するサイバー犯罪条約第2追加議定書 (未発効。我が国は22年5月に署名、受諾に向け23年5月に国会承認済)



総領事による事務局長表敬(2022年11月16日)

### ● その他の協力関係

- AI関連プロジェクト支援(セミナー等イベント実施、広報動画等)(20年度~22年度)
- 「21世紀における女性の人権」セミナー(欧州人権裁判所と共催)(19年度)
- 「デジタル分野における人権」シンポジウム(欧州人権裁判所と共催)(21年度)





- 17年頃から各分野(司法、生物医学、教育、表現の自由、データ保護等)で法的拘束力のない加盟 国への勧告、ガイドライン等を作成
- 19年9月 **AIに関するアドホック委員会 (CAHAI) を設置** 
  - ・実現可能性調査(20年)及び「AIについての法的枠組みにおける考え得る要素(要素文書)」(21年)を公表
- 22年4月 CAHAIの成果を踏まえAIに関する委員会(CAI)を設置
  - ・第1回総会決議:分野横断的な法的拘束力を有する法的文書が必要。一般原則、イノベ促進、非加盟国の参加を重視。
- 22年5月 **閣僚委員会 AIに関する決議** (於トリノ)
  - ・CAI総会の<u>決議を歓迎</u>、閣僚代理会合に対し、既存の法的枠組を踏まえ、適切な法的文書の起草を指示。
- 22年6月 **閣僚代理会合 AIに関する決議** 
  - ・CAIに対し、一般原則、イノベ促進、非加盟国の参加を重視し、既存の法的枠組を踏まえた条約の起草を指示。
- 23年5月 **第4回欧州評議会サミット レイキャビク首脳宣言** 
  - ・<u>優先事項としてAIに関する枠組み条約を完成させる</u>ことを含め、デジタル時代の基準策定において、欧州評議会が主導的な役割を果たすことにコミット。

)

# 2 CAI (1) 概要



名称	● AIに関する委員会(CAI: Committee on Artificial Intelligence)					
付託 事項	● 人権、民主主義、法の支配に関する欧州評議会の基準に依拠し、 <u>一般原則、イノベーション促進、非加</u> 盟国の参加を重視し、既存の法的枠組を踏まえた(枠組)条約の起草					
構成	<ul> <li>▶ メンバー国:欧州評議会46か国</li> <li>● その他の参加国及び機関(投票権なし)</li> <li>● 欧州評議会オブザーバー5カ国+イスラエル+EU</li> <li>● 欧州評議会のその他関連機関代表</li> <li>● その他の国際機関代表:国連(特にユネスコ)、OECD、OSCE</li> <li>● 民間企業:米IT大手(GAFAM, IBM, Intel)、欧州通信大手(BT, Orange, Deutsche Telekom)等</li> <li>● その他、関連国際組織(GPAI等)、標準化機関(IEEE)、市民団体、研究機関</li> <li>● 日本からは、飯田陽一総務省情報通信政策総合研究官が委員として参加</li> </ul>					
+4 /	● 議長:Mr Thomas SCHNEIDER(スイス環境交通エネルギー通信省コミュニケーション局副局長、大使) ● 副議長:Mr Gregor STROJIN(スロベニア最高裁長官付上級アドバイザー)					
執行 部	エストニア(司法省公法課参事官) イタリア(通信インフラ公社) ドイツ(司法省法務担当官) ベルギー(ルーベン大学法学部教授(メディア・デジタル法)) イギリス(デジタル・文化・メディア・スポーツ省デジ フィンランド(外務省国際法局人権裁・人権条約課参事官) タル技術政策部長) スペイン(マドリード大学法学部教授(憲法)) 7					

## 参考 CoEと他の国際機関との加盟国相関図

CoE46力国					AI条約交渉52力国		
	<b>EU27カ国</b> ベルギー チェコ デンマーク エストニア フィンランド フランス リトアニア	ドイツ ギリシャ ハンガリー アイルランド イタリア ルクセンブルク オランダ ラトビア	ポーランド ポルトガル スロバキア スロベニア スペイン スウェーデン オーストリア	英国 スイス ノルウェー アイスランド トルコ	CoE オブザーバー 日本 米国 カナダ メキシコ	<b>CAI参加</b> イスラエル	<b>のECD38カ国</b> オーストラリア 韓国 ニュージーランド チリ コロンビア コスタリカ
	ルーマニア マルタ	クロアチア キプロス	ブルガリア		教皇庁		
	セルビア 北マケドニア ウクライナ ジョージア	モンテネグロ アルバニア モルドバ アゼルバイジャン	ボスニア= ヘルツェゴビナ アルメニア	モナコ サンマリノ リヒテンシュタイン アンドラ			8

## **2 CAI**(2) タイムライン

- 22年4月 第1回総会(委員会の組織、基本原則確認)
- 22年6月 閣僚委員会(伊・トリノ)により詳細な権限付与
- 22年11月 欧州委員会(EU)の交渉権限確定(本格的な交渉準備の完了)
- 23年1月 改訂版ゼロドラフトを議長提案、一般公開
- 23年前半 第3回~第6回総会(改訂版ゼロドラフトの一読目)
- 23年6月 統合版作業ドラフトを議長提案、一般公開
- 23年10月 第7回総会(統合版ドラフトに基づき二読目開始)
- ・・・本年末から来年前半にかけて、総会・起草部会を複数回開催予定。
- 24年5月 閣僚委員会(仏・ストラスブール)で採択?

短期集中の 起草交渉

## **2 CAI**(3) 統合版ドラフト①

- 統合版ドラフトの位置づけ
  - 一読目に出た各国の意見に基づき事務局及び議長が作成したもの。
  - **交渉の最終的結果を反映したものではなく**、これに対する二読目を今後実施。
  - 7月に一般公開。
  - アスタリスク付条文=議長提案=未合意条文。
- 統合版ドラフトの基本的立場
  - 枠組条約:基本原則又は達成目標を定めたプログラム型の規定→締約国に目標達成手段の裁量。
  - AIに関する新たな権利を設定するものではなく、**既存の憲法、人権条約等によって保護された人権を、AIに** 関しても保護することが目的。
  - <u>リスクベースアプローチ</u>を採用。
  - 既存の法令で保護された権利をAIに関しても確保するよう必要な措置をとることを要請するものが多。
    - →全条項が新規の立法を要求しているものではない。

## **2 CAI**(4) 統合版作業ドラフト②

- 目的: AIのライフサイクル(設計、開発、使用、使用停止)における人権、民主主義、法の支配の尊重。(1条)
- リスクベースアプローチ:人権、民主主義、法の支配に対する悪影響の可能性と重大性に応じた必要かつ相当な措置を講じる(≒比例原則)。(2条)
- 定義:AIシステムの定義に生成AIの要素を追加。また、締約国会議に解釈の権限を付与。(3条)
  - 統計学やその他の数学的技法に由来する計算方法を用いたうえで、テキスト、音声、画像やその他の<u>コンテンツを生成</u>するか、又は人間の意思決定を補助あるいは代替するアルゴリズムシステム若しくはこうしたシステムの組合せをいう。 **締約国会 議は、適当な場合には、関連する技術の発展と整合的な方法でこの定義に解釈を与えることを決定することができる**。
- **適用範囲**:人権、民主主義、法の支配に関連する問題を含みうるAIの設計、開発、使用、使用停止。(4条)
  - 全てのAIの設計、開発、使用、使用停止を対象とするものではない。
- **人権及び基本的自由の尊重**:各国憲法及び適用可能な国際人権法で保護された人権の保護。(5条)
- **民主主義の健全性・法の支配の尊重**:選挙等の民主的プロセスにおいてAIによる不当な関与、操作を排した意思決定を保護するために必要な措置をとる。(6条)

# **2 CAI**(5) 統合版作業ドラフト③

- **例外規程**:国内法で規定される限り、一定の分野での例外を許容。(国家安全保障、国防、公共の安全、公衆衛生・風紀、国家の重要な経済的・財政的利害、騒乱・犯罪の予防・捜査・訴追、他者の権利・自由の保護) (第3章緒言)
- **基本原則**:透明性・監督、説明責任、平等・非差別、プライバシー・データ保護、安全性・セキュリティ・堅牢性、 規制サンドボックスを用いたイノベーション。(7条-12条)
- 補償:人権侵害に対する実効的補償の確保及びこれに必要なAI使用の記録のための措置をとる。(13条)
- **手続的セーフガード**: AIシステムによる対応を知る権利、適切な場合、人間による選択肢を確保。(14条)
- **リスク・影響評価**:締約国は、AIライフサイクルにおける人権、民主主義、法の支配に関するリスクの同定、評価、 予防、緩和のため、リスクベースアプローチに基づく措置をとる。(15条1項、2項)
- **規制措置**:あるAIシステムの使用が人権、民主主義、法の支配と相容れない場合、禁止又は一時停止メカニズムを発動できるよう、立法その他の措置をとる。(15条3項)
- 締約国会議:本条約につき定義の解釈、実効的運用に関する意見交換、改正に向けた提案を実施。(23条)
- **規制枠組**:リスク・影響評価の履行を監督する独立の当局/枠組を設置/指定。(25条)

## 2 CAI (6) HUDERIA

- HUDERIA: 人権、民主主義、法の支配リスクインパクトアセスメント
  - 条約本体のリスク・影響評価を行うためのガイドラインのモデル。法的拘束力を持つものとは想定されず。
  - 英アラン・チューリング研究所が起草に深く関与。

### 手続

- ① AIシステム使用の文脈に基づいたリスク分析(context-based risk analysis)
- →使用分野や意思決定への影響度等に基づき、人権等にとってリスクありと判断された場合、以下のステップへ。
- ② ①を踏まえ、関与すべき利害関係者を同定し、アセスメント過程への関与を促進。
- ③ ②を踏まえ、AIシステムに関し、社会・技術並びに人権等の検討事項に関する質問へ回答。
- ④ ③に基づき、影響緩和策及び救済メカニズムを策定。
- ⑤必要に応じ、AIライフサイクルにおけるリスク・影響(再)評価の定期的な実施。

## 2 CAI (6) 今後の課題・見通し

- 急速な技術発展:生成系AIの隆盛等、急速な技術発展にどのように対応するか?
- **国家安全保障への適用**:治安・テロ対策等をどの程度範囲に含めるか?
- 民間への適用:適用を公的部門に限るか?民間も含めるか?
- 規定の詳しさ:どの程度厳密で詳細な規定? (監督機関/リスク影響評価)
- 他の国際的枠組み: EUのAI規則、OECDのAI原則との関係?
- 他国の動向、本条約の位置づけ
  - EU、英、他のオブザーバー国(米、加、イスラエル)の動向?交渉未参加の他の域外国の動向?
    - EUの27加盟国(CoEの46加盟国の過半数)の交渉権は欧州委員会に集約 = EUの意向が全体を左右。
  - 責任ある人間中心のAIを掲げるグローバルな民主主義陣営全体の条約になり得るか?

### ● 各国での扱い

- 6月、英米経済パートナーシップ「大西洋宣言」:欧州評議会での活動を歓迎。
- 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」での言及。



- Convention 108 +
  Convention for the protection of individuals with regard to the processing of personal data

  WWW.GRE.INT/dataprotection
- データ保護条約 (第108号条約 (1981年)、108+条約 (2018年 (現代版第108号条約))
- ・本条約を中心に構築された法的枠組みは、処理されるデータが本条約の範囲内にある限り、<u>AI技術にも完全に適用</u>。
- ・第108号条約締約国: CoE46カ国及び中南米、アフリカ諸国等、計55カ国
- ・機微データ <sup>(注)</sup> の処理は、適切なガイドラインが存在する場合にのみ許可 注:人種的/民族的出身、政治的意見、宗教的信条、労働組合への所属等に係る個人情報や遺伝上の情報。 108条約及び108 + 条約 第6条、サイバー犯罪条約第2追加議定書14条4項参照。
- ・自己のデータにつき、処理目的を知る権利、規定に反して処理された場合、修正する権利及び当該情報を得る権利を保証
- ・透明性、比例性、説明責任、影響評価及びプライバシー・バイ・デザインの導入
- ・データの自動処理のみにより意思決定がなされるのではなく、本人の意見を考慮



## 参考 CoEの主なAI関連文書(2)

- **サイバー犯罪条約**(ブダペスト条約、日本は2012年加入)
  - コンピュータに対する及びコンピュータを手段とする犯罪、サイバー犯罪の捜査、電子的証拠を確保するための手続上の権限を規定
  - 締約国: CoE45カ国(アイルランドを除く)及び、日米加豪に加え、中南米、アフリカ諸国等、計68カ国
  - 対象犯罪:著作権侵害、コンピュータ関連の詐欺、児童ポルノ、セキュリティネットワークの侵害等
  - 捜査:傍受やコンピュータネットワークの検索を含む一連の権限と手続等
  - 条約の3つの目的
    - ①サイバー犯罪分野の国内での刑事実体法及び関連規定を各国の間で調和
    - ②対象となる犯罪に関連する電子的証拠の捜査と、訴追に必要な国内での刑事手続法の権限を規定
    - ③国際協力の迅速かつ効果的な体制の構築
- サイバー犯罪条約第二追加議定書 (日本は2022年署名、2023年5月国会承認、未発効)
  - 国境を越えるサイバー犯罪対策のため、他の締約国からより迅速かつ円滑な手続で電子的形態の証拠収集を可能にするもの。
  - 被疑者特定目的の情報開示に関する、他の締約国のサービス・プロバイダ等との直接協力。
  - 加入者情報及び通信記録の迅速な提出のための締約国の間における協力。
  - 緊急事態におけるコンピュータ・データの迅速な開示及び相互援助。
  - 個人情報の保護のための保障措置。